

議案第 153 号

令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,108 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 397,607 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 12 月 11 日提出

津和野町長 下 森 博 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		1,900	805	2,705
	1 負担金	1,900	805	2,705
2 使用料及び手数料		53,784	1,672	55,456
	1 使用料	53,769	1,672	55,441
5 繰入金		158,095	4,631	162,726
	1 他会計繰入金	158,095	4,631	162,726
6 諸収入		4,001	△4,000	1
	1 雑入	4,001	△4,000	1
7 町債		112,700	1,000	113,700
	1 町債	112,700	1,000	113,700
歳 入 合 計		393,499	4,108	397,607

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		206,984	4,108	211,092
	1 営業費	58,684	2,303	60,987
	2 施設整備費	148,300	1,805	150,105
歳 出	合 計	393,499	4,108	397,607

## 第2表 地方債補正

### 1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	112,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 し、利率の 見直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	借入先の定 めるところ による。た だし、据置 期間及び償 還期間を短 縮し、若し くは延長 し、繰上償 還又は低利 に借換えす ることがで きる。	113,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 し、利率の 見直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	借入先の定 めるところ による。た だし、据置 期間及び償 還期間を短 縮し、若し くは延長 し、繰上償 還又は低利 に借換えす ることがで きる。

令和 2 年度 津和野町下水道事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,900	805	2,705
2 使用料及び手数料	53,784	1,672	55,456
5 繰入金	158,095	4,631	162,726
6 諸収入	4,001	△4,000	1
7 町債	112,700	1,000	113,700
歳入合計	393,499	4,108	397,607



2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金  
(項) 1 負担金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		分担金及び負担金	1,900	805	2,705
	1	負 担 金	1,900	805	2,705
		1	下水道事業負担金	1,900	805
2		使用料及び手数料	53,784	1,672	55,456
	1	使 用 料	53,769	1,672	55,441
		1	下水道使用料	53,769	1,672
5		繰 入 金	158,095	4,631	162,726
	1	他会計繰入金	158,095	4,631	162,726
		1	一般会計繰入金	158,095	4,631
6		諸 収 入	4,001	△4,000	1
	1	雑 入	4,001	△4,000	1
		1	雑 入	4,001	△4,000
7		町 債	112,700	1,000	113,700
	1	町 債	112,700	1,000	113,700
		1	土 木 債	112,700	1,000

(津和野町下水道事業特別会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 受益者負担金	805	1 現年度分
1 下水道使用料	1,672	1 現年度分
1 一般会計繰入金	4,631	1 一般会計繰入金
2 消費税還付金	△4,000	1 消費税還付金
1 下水道事業債	1,000	1 下水道事業債

3 歳 出

(款) 1 下水道事業費  
(項) 1 営業費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			下水道事業費	206,984	4,108	211,092	2,436	1,672
	1		営業費	58,684	2,303	60,987	631	1,672
		1	業務費	14,366	631	14,997	繰入金 36	595
		3	処理場費	34,080	1,672	35,752	繰入金 595	1,077

(津和野町下水道事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
3	職員手当等	1 下水道事業費	631
		(1)業務費	631
4	共 済 費	職員手当等	△30
		期末勤勉手当	△30
18	負担金補助及び交付金	共済費	35
		共済組合	35
		負担金補助及び交付金	31
26	公 課 費	日本下水道事業団研修費負担金	31
		公課費	595
		消費税	595
10	需 用 費	1 下水道事業費	1,672
		(1)処理場費	1,672
		需用費	1,672
		修繕料	1,672

(款) 1 下水道事業費  
(項) 2 施設整備費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 施設整備費	148,300	1,805	150,105	1,805	
1 施設整備費	148,300	1,805	150,105	地方債 1,000 負担金 805	

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	805	1 下水道事業費	1,805
		(1) 施設整備費	1,805
14 工事請負費	1,000	需用費	805
		修繕料	805
		工事請負費	

(津和野町下水道事業特別会計)

(款) 2 公債費  
(項) 1 公債費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2	186,515	0	186,515		
1	186,515	0	186,515		
1 元 金	160,013	0	160,013	繰入金 4,000 諸収入 △4,000	

節		説 明
区 分	金 額	
		1 財源振替

(津和野町下水道事業特別会計)

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費							共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	期末手当	地域手当	寒冷地 手 当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他 特別職										
	計										
補正前	長 等										
	議 員										
	その他 特別職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	その他 特別職										
	計										

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	2		6,441	3,599	10,040	3,177	13,217	
補正前	2		6,441	3,629	10,070	3,142	13,212	
比 較	0		0	△ 30	△ 30	35	5	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 手 当	期 末 勤 手 当	時 間 外 務 手 当	宿 日 直 当	住 居 手 当	合 計	備考
職員手当 の 内 訳	補正後			420	230	10	2,616	323			3,599	
	補正前			420	230	10	2,646	323			3,629	
	比 較			0	0	0	△ 30	0			△ 30	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	2		6,441	3,599	10,040	3,177	13,217	
補正前	2		6,441	3,629	10,070	3,142	13,212	
比 較	0		0	△ 30	△ 30	35	5	

職員手当の内訳	区分	管理職手当	管理職員特別勤務手当	扶養手当	通勤手当	特勤手当	殊務手当	期末手当	時間外手当	宿日直手当	住居手当	合計	備考
	補正後			420	230	10		2,616	323			3,599	
	補正前			420	230	10		2,646	323			3,629	
	比較			0	0	0		△ 30	0			△ 30	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後								
補正前								
比較								

職員手当の内訳	区分	管理職手当	管理職員特別勤務手当	扶養手当	通勤手当	特勤手当	殊務手当	期末手当	時間外手当	宿日直手当	住居手当	合計	備考
	補正後												
	補正前												
	比較												

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	△ 30	制度改正に伴う増減分		△ 30 期末勤勉手当 期末手当 (改定前) 2.60 (改定後) 2.55	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

①職員1人当たりの給与

区分		行政職(一)	行政職(二)
補正後	平均給料月額 (円)	266,700	
	平均給与月額 (円)	293,750	
	平均年齢 (歳)	32	
補正前	平均給料月額 (円)	266,700	
	平均給与月額 (円)	293,750	
	平均年齢 (歳)	32	

②初任給

区 分	行政職（一） （円）	行政職（二） （円）	国 の 制 度	
			行政職（一） （円）	行政職（二） （円）
高校卒	150,600	147,900	150,600	—
大学卒	182,200	—	182,200	—

③級別職員数

区 分	行政職（一）			行政職（二）		
	級	職員数	構成比(%)	級	職員数	構成比(%)
補 正 後	1級	1	50.0			
	2級					
	3級					
	4級	1	50.0			
	5級					
	6級					
	7級					
	計	2	100.0			
補 正 前	1級	1	50.0			
	2級					
	3級					
	4級	1	50.0			
	5級					
	6級					
	7級					
	計	2	100.0			

※構成割合については、表示単位未満四捨五入のため合計が100.0%にならない場合があります。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職（一）	主事、技師、保健師、保育士又は社会福祉士の職務	副主任主事、副主任技師、副主任保健師、副主任保育士又は副主任社会福祉士の職務	主任主事、主任技師、主任保健師、主任保育士又は主任社会福祉士の職務	係長又は主幹の職務	課長補佐、副園長又は企画員の職務	会計管理者、課長又は園長の職務	参事の職務

## ④昇給

区 分		合 計	代表的な職種		
			行政職（一）	行政職（二）	
補正後	職 員 数 (A)人	2	2		
	昇給に係る職員数 (B)人	2	2		
	号級数別内訳	2号級 (人)			
		4号級 (人)	2	2	
		6号級 (人)			
		8号級 (人)			
		3号級 (人)			
比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0			
補正前	職 員 数 (A)人	2	2		
	昇給に係る職員数 (B)人	2	2		
	号級数別内訳	2号級 (人)			
		4号級 (人)	2	2	
		6号級 (人)			
		8号級 (人)			
		3号級 (人)			
比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0			

## ⑤期末手当、勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.25	2.20	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.50	有	
国の制度	2.25	2.20	4.45	有	

## ⑥定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	30年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	40.80375	47.709	定年前早期退職特例措置 1~21%加算
国の制度 (支給率等)	同上	同上	同上	同上	同上

## ⑦特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		行政職（一）	行政職（二）
給料総額に対する比率 (%)	0.16	0.16	
支給対象職員の比率 (2年4月1日現在) (%)	100.00	100.00	
代表的な特殊勤務手当の名称	徴収外勤務手当	徴収外勤務手当	

⑧その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	支給対象となる家賃額の下限：国16,000円、町12,000円 手当の上限額：国28,000円、町27,000円
通勤手当	同じ	